

「産業保健 21」81号 産業保健クエスチョン

解 答

解答

Q1：答え ③

- ① 正 受動喫煙に係る有害性の認識、国際動向等を踏まえ、「快適な職場環境の形成」ではなく、「労働者の健康の保持増進」の観点から取り組むことが必要とされたものである。
- ② 正 健康増進法の措置に加え、平成22年2月には、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。」とする厚生労働省健康局長の通知（平成22年2月25日付け健発0225第2号）が発出されている。
- ③ 誤→正 日本は、平成16年に批准している。

Q2：答え ①

- ① 誤→正 「たばこ煙と受動喫煙（Tobacco Smoke and Involuntary Smoking）」は、グループ1（ヒトに対する発がん性が認められる）に位置づけられている。なお、「喫煙(Tobacco Smoking)」もグループ1である。
- ② 正

受動喫煙と個別疾病との相対危険度（非喫煙者を1とした時の喫煙者の危険度）

個別疾病の相対危険度	相対危険度
肺がん死亡数(US-EPA 報告 1998)	1.19
虚血性心疾患死亡数(Heらによる調査 1999)	1.25

（出典：厚生労働省ホームページ 喫煙と健康問題について簡単に理解したい方のために（Q&A））

- ③ 正 出典：受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書

Q3：答え ②

- ① 正 今回の改正に伴い、平成15年5月9日付け基発0509001号「職場の喫煙対策のためのガイドラインについて」は廃止され、労働者の健康保持増進のための措置の観点から新たに発出された局長通達（平成27年5月15日付け基発0515第1号）・部長通達（平成27年5月15日付け基安発0515第1号）に必要な事項については引き継がれている。
- ② 誤→正 受動喫煙を防止するための「適切な措置」には、施設・設備のハード面の対策のみならず、計画・教育などのソフト面の対策も含まれるとしており、ハード面とソフト面の対策を組み合わせ、有効な対策を講じることが重要である。
- ③ 正